

国制度無償化請求用

※新2号・新3号認定を受けている方は
こちらの様式をご利用ください。

請求日 令和 年 月 日

(宛先) 向日市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設等 (認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業) の施設等利用費

【 令和 年 月 ~ 令和 年 月分請求用 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、向日市内に居住していることを向日市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際にサービス等を利用していることを向日市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を向日市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を向日市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	昭和・平成	年	月	日
氏名			現住所	電話:			
※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です							

2. 認定子ども ※認定子どもごとに請求が必要です

フリガナ		認定番号			
氏名		認定区分	<input type="checkbox"/>	新2号認定	
生年月日	令和 年 月 日		<input type="checkbox"/>	新3号認定	

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設等に支払った月額利用料の合計 (a) ※3 ※4	月額上限額 (b) ※5 ※6 3～5歳児は37,000円 0～2歳児は42,000円 途中で認定が開始・終了する場合はその月の上限額を日割りする必要があります。 下記※5参照	請求額 (aとbを比較して小さい方)
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類「領収証兼子育て支援提供証明書」を添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(小数点以下の端数がある場合は切り捨て)

・後期(10月～3月)の利用料金240,000円で支払っている場合
240,000円÷6か月=40,000円(月額相当分)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額(認定終了日・転出日は日数に含む)
37,000(42,000)円×転出日(又は認定終了日)までの日数÷その月の日数(小数点以下切り捨て)

・途中で認定期間が開始する場合、または別の市町村から転入した場合の限度額(認定開始日・転入日は日数に含む)
37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数(小数点以下切り捨て)

※6 認定こども園・幼稚園・特別支援学校の利用者が預かり保育事業の他に認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となる場合
・「11,300(16,300)円 - 預かり保育事業の給付額(請求額)」が認可外保育施設等の請求に係る上限額となります。

※7 ご請求に基づき、本市で審査を行いますので、請求額合計と入金額が異なる場合があります。ご不明な場合は、お問い合わせください。